

韓国知的財産ニュース 2022年5月前期

(No. 462)

発行年月日：2022年5月17日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、5月1日から15日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令
(産業通商資源部令第465号)

関係機関の動き

- 2-1 「第12期知的財産(IP)マイスタープログラム」の参加者を募集
- 2-2 商標分野の先進5か国会議(TM5)、3年ぶりに対面会合を成功裏に開催
- 2-3 「韓服」、「ソジュ」ももはや世界が認めた商品名称
- 2-4 今年7月から変わる遺伝子配列リスト作成法のセミナーを開催
- 2-5 「2022女性発明王EXPO」6月20日まで参加申込みを受け付け
- 2-6 韓国特許庁、「公共機関と共にするイノベティブアイデア公募展」を開催

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 米国内で韓国企業の特許訴訟が増加、対応戦略の策定が必要

デザイン(意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 水素ステーション技術の成長が水素自動車の大衆化を促す！

法律、制度関連

1-1 特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第 465号）

電子官報（2022. 5. 10.）

産業通商資源部令第 465 号

特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2022 年 5 月 10 日

産業通商資源部長官

特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令

特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部を次のように改正する。

第3条の4を削除する。

第12条第2項中「国際特許出願審査2チームを設けつつ、各課長は副理事官・書記官」を「国際特許出願審査2チーム、特許分析課を設け、特許審査総括課長、特許制度課長、生活用品審査課長、食品生物資源審査課長、住居基盤審査課長及び家電製品審査課長は副理事官・書記官又は技術書記官に、特許分析課長は書記官」に改め、同条に第12項を次のように新設する。

⑫ 特許分析課長は、次の事項を分掌する。

1. 特許情報に関わる大容量の定形又は非定型データ（以下「特許ビッグデータ」という）の分析・活用に関する計画の樹立・施行
2. 産業別特許ビッグデータのデータベースの構築・運営及び管理
3. 特許ビッグデータの分析・活用モデルの開発及び普及
4. 特許ビッグデータの分析・活用に向けたプラットフォームの構築・運営
5. 特許ビッグデータの分析・活用に対する認識の向上及び広報

別表9イ目1)の評価期間欄、同目2)の評価期間欄及び同目3)の評価期間欄中「2022年6月30日」をそれぞれ「2024年6月30日」に改める。

産業通商資源部令第382号特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令の附則第2条中「特許ビッグデータ担当官は2022年5月31日」を「特許分析課は2022年12月31日」とし、同附則第3条中「2022年5月31日」を「2022年12月31日」に、「2022年6月1日」を「2023年1月1日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正理由及び主要内容

特許庁に総額人件費制度を活用して設置した特許ビッグデータ担当官の名称を特許分析課に変更しながらその存続期間を2022年5月31日までから2022年12月31日までに7ヶ月延長し、特許庁の下部組織の分掌事務の一部を整備し、特許庁に評価対象組織として設置した融複合技術審査局、融複合技術審査局人工知能ビッグデータ審査課及び融複合技術審査局モノのインターネット審査課を、これまでの評価結果によって2022年6月30日までから2024年6月30日までにそれぞれ2年延長しようとするものである。

<産業通商資源部提供>

関係機関の動き

2-1 「第12期知的財産（IP）マイスタープログラム」の参加者を募集

韓国特許庁（2022.5.2.）

特性化高校・マイスター高校生徒たちの斬新なアイデア、
特許出願し、価値のある発明への飛躍をサポート

- ・特性化高校・マイスター高校生徒たちのチーム構成（2～3人）、アイデア提案書の提出
- ・1次選抜100組、弁理士のコンサルティングを経て特許出願をサポート
- ・最終50組に授賞、優秀作品には試作品の製作・技術移転等を後続支援

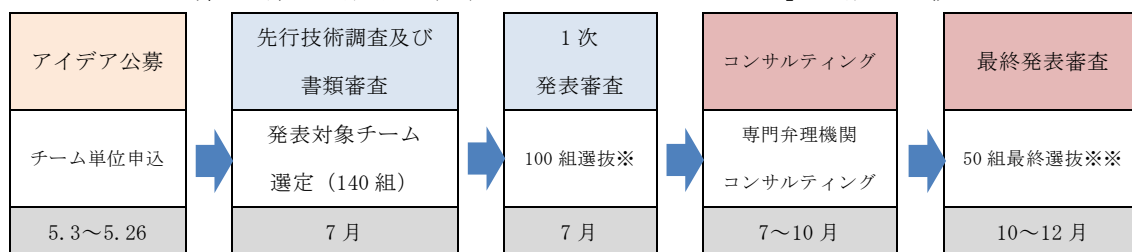
韓国教育部・中小ベンチャー企業部・特許庁は、5月3日火曜日から、特性化高校・マイスター高校生徒たちの斬新なアイデアを発掘し、特許出願から試作品の製作まで支援する「第12期知的財産（IP）マイスタープログラム」への参加者を募集する。

今年で12回目を迎える今回の大会は、特性化高校・マイスター高校生徒たちが自分の斬新なアイデアを具体化・高度化し特許として保護を受け、事業アイテムに発展される過程を直接体験できるようにするため企画された。参加を希望する特性化高校・マイスター高校の生徒は、2～3人でチームを組み、アイデアの提案書を提出すればよい。

今回の大会は、生活のすべての分野のアイデアを提案する自由課題、企業が求めた課題を解決するテーマ課題に分けて参加を受け付ける。今年は31の公共機関および企業から「選挙後大量に発生する廃横断幕のアップサイクル方法」、「道路のロードキルを防止するために動物の道路への出入りを防止できるデザイン」などのテーマ課題が登録されている。

知的財産専門家や課題要請企業等の審査を通じて1次に100組を選定し、オン・オフライン教育や専門弁理士のコンサルティング、特許出願などを支援する。その後、最終発表審査を経て選抜された50組に長官表彰、試作品の製作、技術移転などの特典を与え、特に、最優秀の2組には、海外研修の機会を提供する予定である。

＜「第12期知的財産（IP）マイスタープログラム」の推進手続き＞



※1次選抜（100組）には、特許出願を支援

※※最終選抜（50組）には、海外研修、試作品の製作、技術移転などを支援する予定

特許庁の産業財産政策局長は「今回の大会を通じて特性化高校・マイスター高校生徒たちが直接自分のアイデアを特許出願し、事業アイテムに発展させる過程を体験することで、未来のイノベーションをリードする人材に成長することを期待する」と伝えた。

大会に関する詳細は発明教育ウェブサイト（www.ip-edu.net）から確認でき、申し込み期間は5月3日火曜日から5月26日木曜日までである。

2-2 商標分野の先進5か国会議（TM5）、3年ぶりに対面会合を成功裏に開催

韓国特許庁（2022.5.3.）

韓国特許庁は、最近2年間、新型コロナウイルス感染症のためオンライン会議でのみ開催されていた商標分野の先進5か国特許庁協議体（TM5（※））が、4月27日から28日まで米国のワシントンで3年ぶりの対面会合を成功裏に終えたと5月3日火曜日に発表した。
 ※先進5か国特許庁協議体（TM5、Trade Mark 5 Forum）：世界中の商標出願の60%以上を占める韓国、米国、中国、日本および欧州の5か国の特許庁・知的財産庁間の商標分野の協議体（2012年に発足）

先進 5 개국特許庁協議体 (TM5) は今年で 10 周年を迎え、16 のプロジェクトを運営しながら国家間のさまざまな協力を通じて、ユーザーフレンドリーな商標制度を作り、制度の発展に努めている。今回の会合には 5 개국 (韓国、米国、中国、日本、欧州) の代表団と世界知的所有権機関 (WIPO) マドリード事務局が参加し、現在進行中の課題と今後の新しい課題に対する各国の意見を聴き取った。また、商標分野の最大の民間会議である国際商標協会 (INTA) の年次会議 (4.30~5.4) と連携して開催することにより、より多くのユーザーに先進 5 개국特許庁協議体 (TM5) 国家の商標制度を広報し、多様な情報を提供した。

※INTA (International Trademark Association) : 185 개국約 6,500 機関を会員とする民間団体、商標の重要性に対する認識向上事業、国内外の立法過程の諮問提供などを遂行

韓国特許庁は、米国のワシントン DC で開催された国際商標協会の年次会議では対面広報ブースを、メタバースでは非対面広報ブースを設け、ユーザーが商標法の改正内容などを把握できるようにした。今年 1 月に改正され、2023 年 2 月に施行予定の部分拒絶制度など韓国の商標制度の改正内容、韓国商標・特許の検索方法などについて説明し、質疑応答を通じて制度改善の必要事項を聴取した。

特許庁の商標デザイン審査局長は「今年は先進 5 개국の特許庁協議体 (TM5) の 10 周年で、これまでの協力の成果をまとめ、今後の発展の方向性を議論する節目の時期になるだろうし、今年 10 月にベルギーのブリュッセルで開催される先進 5 개국特許庁協議体 (TM5) の年次会議では、新しいプロジェクトと今後の協力アジェンダを設定することになる」と強調し、「特に、2023 年先進 5 개국特許庁協議体 (TM5) の会合は韓国で開催する予定で、韓国特許庁は、ユーザーフレンドリーな商標制度を作っていくための主要 5 개국間の協力を持続的に推進する計画だ」と述べた。

2-3 「韓服」、「ソジュ」もはや世界が認めた商品名称

韓国特許庁 (2022.5.9.)

キムチ、ブルゴギ、ビビンバに次いで韓服、ソジュ等 6 つの商品名称を登録
今後海外で韓国の固有商品名称の保護強化を期待

韓国特許庁は 5 月 9 日、韓国の固有商品名称 (※) である「韓服」、「ソジュ」、「コチュジャン」、「テンジャン」、「マッコリ」、「キンパプ」が、世界知的所有権機関 (WIPO) が認めるニュース公式商品名称 (※※) に登録される予定であると発表した。ニュース公式商品名称として登録されると、海外でもこのような商品を指定して商標を登録することができる。
※特定の国や地域固有の商品の名称

※※ニース公式商品名称は、世界知的所有権機関が認め、91 の加盟国（2022 年 4 月時点）が加盟して活用している国際通用の商品名称

ニース公式商品名称は、新商品の登場など、変化を反映するために毎年開催されるニース国際分類専門家委員会を通じて商品名称を追加、変更または削除する。韓国特許庁は、第 32 会期ニース国際分類専門家委員会（2022. 4. 25～4. 28）のアジェンダに韓国の固有商品名称 10 件をニース国際商品名称として追加することを提案し、「韓服」、「ソジュ」、「コチュジャン」、「テンジャン」、「マッコリ」、「キンパプ」の 6 件が可決された。5 月中に世界知的所有権機関（WIPO）国際事務局で加盟国に会議の結果を回覧させ、加盟国の異議申立てなどの手続きを経て、6 月中に確定され来年から施行される予定である。

今回の会議の結果により、ニース公式商品名称として登録された韓国の固有商品名称は、以前登録されたキムチ（2005）、プルゴギ（2015）、ビビンバ（2016）に加わって計 9 件に増える予定である。ニース公式商品名称に登録されれば、海外で韓国の固有商品名称が商標登録される可能性が低まり、たとえ登録されても、それを無効化する上で重要な根拠として活用することができる。

特許庁の商標デザイン審査局長は「韓国の固有商品名称の登録は、K カルチャーなどで高まった韓国の存在感を反映したものだ」と述べた。

2-4 今年 7 月から変わる遺伝子配列リスト作成法のセミナーを開催

韓国特許庁（2022. 5. 9.）

生命工学分野の特許申請方式が変わります！

韓国特許庁は、今年 7 月から新たに適用される遺伝子配列リストの作成法に対するオンラインセミナーを、世界知的所有権機関（WIPO）と共同で 5 月 9 日月曜日の午後 4 時に開催する。

世界知的所有権機関（WIPO）は、データの価値と活用性を高めるために世界中の特許庁が共同で使用する新しい配列リストの作成ツールを開発した。国別にばらつきのある標準転換によって発生する過度な混乱を防止するため、7 月 1 日からは、世界中の特許庁が新たな基準で作成された配列リストのみを受け付けることになる。

※従来は共通の形式と構造がなく、各国の特許庁は異なる解釈をして施行→データの交換が難しく、データベースに入力する際にデータ損失が発生

生命工学分野の特許を申請する場合は、一般の特許とは違って、遺伝子を構成する核酸塩基やアミノ酸の配列情報を必ず記載しなければならない。新しい配列リストの作成基準は、従来より作成すべき配列の特徴情報が多くなり、作成された配列リストが作成基準に合っているか検証できるデータ形式を採用するなど、変更点が多い。

今回のセミナーは、ユーザーが新規の作成ツールで配列リストを作成する上で困難がないよう、生命工学分野の特許専門家を講師として招待してオンラインで行われる。

【新規配列リスト作成ツール使い方セミナーの開催日程】

日時：5月9日月曜日午後4時（1時間30分）

内容：新規配列リスト作成ツール（WIPO Sequence）の主要機能の紹介（配列の生成、外部配列データの取り込み、配列の検証など）および配列リストの作成方法

講師：キム・ジョンア弁理士

オンラインセミナーであるため受講人数に制限はないが、事前に世界知的所有権機関（WIPO）のオンラインセミナー申込リンク（※）を通じて登録し、オンラインセミナーのURLを送ってもらう必要がある。

※https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=70211

一方、世界知的所有権機関（WIPO）は、ユーザーの便宜を図るため、今回のセミナーの動画（※）と昨秋に開催された新規配列リストの作成基準に関するセミナーの動画（※※）を無料で視聴できるように提供する予定である。

※配列リスト作成ツールの使い方

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=70211

※※作成基準基礎課程

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=65769

作成基準深化課程

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=65792

特許庁の情報顧客支援局長は「今回のセミナーは、生命工学関連特許の申請に欠かせない配列リストの作成法について、実演などを通じてわかりやすく説明し、質問に答える場」とし、「韓国の生命工学・医療分野の特許が国内外で効果的に保護されるよう、世界知的所有権機関（WIPO）との協力およびユーザーへの支援に引き続き取り組みたい」と述べた。

未来をけん引する「女性発明王」を探します

女性の未来に向けたチャレンジ精神とクリエイティブな発明品に出会える「2022 女性発明王 EXPO」への参加申込みを6月20日まで受け付ける。韓国特許庁が主催し、韓国女性発明協会が主管する「2022 女性発明王 EXPO」は、特許・実用新案・デザインを出願または登録した満17歳以上の女性であれば誰でもイベントウェブサイト(www.kiwie.or.kr)を通じて申し込むことができる。

「2022 女性発明王 EXPO」は、世界中の女性が出品したアイデア発明品を審査して授賞作品を選定する「大韓民国世界女性発明大会」と、韓国国内の女性企業の発明品展示会である「女性発明品博覧会」が統合されたもので、今年8月25日から27日まで開催される。

「大韓民国世界女性発明大会」は、国内外の女性発明家が出願・登録した特許・実用新案・デザインを審査して授賞し、国際交流を通じた海外進出の機会も提供する。主要な授賞としては、グランプリ、セミグランプリ、金・銀・銅賞からなる本賞と世界的知的所有権機関、政府機関、自治体が授与する特別賞がある。「女性発明品博覧会」は、国内外の女性発明家・企業家の製品を展示・広報して販路開拓を支援する。博覧会の期間中は、生放送を通じて販売をサポートし、国内の主要流通業者との1対1相談の機会も提供する。

特許庁の産業財産政策局長は「3年ぶりに対面で開催される今回のイベントが、女性発明家の経済活動に活気を吹き込むきっかけになることを願う」とし、「特許庁は大韓民国の女性が知的財産をもとに創業して素晴らしい企業家に成長できるよう積極的に支援していきたい」と述べた。

詳細は女性発明王 EXPO のウェブサイト (www.kiwie.or.kr) から確認することができ、その他問い合わせ事項は韓国女性発明協会の事務局 (02-538-2710) に連絡すればよい。

公共機関のイノベーションに国民のアイデアを反映する！

【事例】

昨年の公共機関と共にするアイデア公募展で、KORAIL Tech の課題（列車客室内のゴミ収集カート製品の提案）にアイデアを提案した A 企業は、計 2,000 万ウォンの取引金を受け取ってアイデアを販売した。

韓国特許庁は、国民と公共機関間のアイデアの取引をサポートする 2022 年上半期「公共機関と共にするイノベティブアイデア公募展」（以下「公募展」）を 5 月 12 日から 7 月 8 日まで開催すると発表した。今回の公募展は、公共機関の環境・社会・ガバナンス (ESG) の実践、社会貢献活動、新事業の発掘などに国民のクリエイティブなアイデアを活用するために推進された。

韓国電力公社、韓国西部発電など計 11 の公共機関が参加し、最大 5,300 万ウォンのアイデア報償金（累積基準）をかけて計 20 の課題に対する解決策を模索する。特に、韓国電力公社は、「廃電柱のリサイクル」と「電力設備と車両の衝突防止」に対するアイデアのためにそれぞれ 1,000 万ウォンずつ合わせて 2,000 万ウォンの最大報償金を提示した。

申し込みの受け付けは特許庁のアイデアプラットフォーム（「アイデア路」）で行われ、課題を解決できるアイデアを持つ国民なら誰でも提案することができる。

※詳細は韓国発明振興会（02-3459-2809、2728）に問い合わせること、「アイデア路」（[www. idearo. kr](http://www.idearo.kr)）で確認できる

一方、今年行われる公募展は、昨年とは違って、アイデアを取引する際に提供する報償金について最大金額だけでなく最小金額も提示して運営する。これにより、アイデアの提案者は、本人のアイデアが取引された際に受けられる最小限の報償金を予測できると期待される。

また、特許庁は、公共機関がより多くのアイデアを採択できるよう、各機関が支給する報償金とともに賞金と賞状も授与する予定である。

特許庁の産業財産政策局長は「国民のアイデアで環境・社会・ガバナンス（ESG）の実践を含む公共機関の経営イノベーションを実現できるよう、良いアイデアが提案されることを期待する」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 米国内で韓国企業の特許訴訟が増加、対応戦略の策定が必要

韓国特許庁（2022.5.9.）

米国内で韓国企業の特許訴訟が増加、対応戦略の策定が必要

韓国特許庁と韓国知識財産保護院は、昨年の韓国企業の米国内特許訴訟の動向や主要な知的財産の争点などを分析した「2021 IP Trend 年次報告書」を5月8日に発行した。韓国企業が海外での知的財産紛争に適切に対応できるよう情報を提供するために制作され、「知的財産保護総合ポータル IP-NAVI (www.ip-navi.or.kr)」から誰でもダウンロードできる。

IP Trend 年次報告書の分析結果によれば、米国で発生した海外企業と韓国企業の特許訴訟は2019年～2020年には減少したが、2021年には2020年（187件）に比べて約33.7%増加した250件が発生したことがわかった。昨年の訴訟を企業の規模別に見てみると、韓国の大企業と関連する訴訟が210件、中小企業が関連する訴訟が40件と、海外企業との訴訟に関連する韓国企業のうち大企業が高い割合を占めた。大企業は大部分が被提訴の件（176件）であるが、中小企業は提訴の件（24件）が被提訴の件（16件）より多く、韓国の中小・中堅企業が海外企業を対象に積極的な権利行使をしていることがわかった。

一方、韓国企業の訴訟は情報通信と電気電子分野に集中（74%）しており、被提訴の件全体のうち特許不実施主体（NPE）（※）による提訴が占める割合（77.6%）が高いことが明らかになった。特に、情報通信分野の訴訟は前年比約74.1%増加したことがわかり、米国で活動している情報通信分野企業の備えが必要であると分析された。

※特許不実施主体（Non Practicing Entity）：保有している特許で直接的な生産（製造・販売）活動はせず、特許権を行使（ライセンス、損害賠償訴訟）するだけで収益を創出する事業者

一方、特許庁は、韓国企業が海外での知財権訴訟を事前に予防し、発生した紛争からの被害を最小限に抑えられるよう、「知的財産保護総合ポータル IP-NAVI」から多様な情報を提供している。主要国で発生する知的財産紛争の現況および主要事件の分析報告書、韓国

企業を対象に提訴する可能性が高い特許不実施主体 NPE の関連情報、国別知的財産関連法令の内容などを提供している。また、韓国企業の知的財産権を保護するための支援事業を統合的に案内しているため、企業はそれぞれの状況に合った事業を探し、支援を申し込むことができる。

特許庁の産業財産保護政策課長は「輸出企業は米国内での特許訴訟が増加傾向にあることを考慮して、知的財産紛争対応戦略をより綿密に立てる必要がある」と強調し、「韓国企業が海外での知的財産権紛争の際に積極的に活用できるよう、主要な特許不実施主体 NPE の分析や主要な知的財産権判例の分析など、深層分析の情報提供を強化していきたい」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 水素ステーション技術の成長が水素自動車の大衆化を促す！

韓国特許庁（2022. 5. 2.）

2010 年以降、主要国の特許出願年平均 15.6%増加

韓国特許庁によると、水素ステーション（※）に関する世界主要国の特許出願が 2010 年以降、年平均 15.6%と急激に成長したことが明らかになった。

※水素ステーションは、水素自動車に 350～700 気圧の高圧で水素燃料ガスを供給する小規模プラント設備である。

特許出願が大幅に増加したのは、気候変動対応政策の一環として、世界的に水素自動車と水素充填施設への関心が大きく高まったからであると見られる。過去 20 年間、知的財産世界 5 大特許庁に提出された水素ステーション技術の出願件数は計 1,352 件であり、国別には、中国（504 件、37.3%）に最も多く出願され、日本（282 件、20.9%）、米国（257 件、19.0%）、韓国（171 件、12.6%）、欧州（138 件、10.2%）の順となっている。出願人の国籍を見てみると、日本（31.3%、423 件）で技術開発が最も活発である。その次は中国（29.2%、395 件）と、2018 年以降中国で出願件数が急増したことから、今後、中国の技術発展が一層加速するものと予想される。欧州（18.8%、254 件）、韓国（9.9%、134 件）、米国（8.7%、117 件）がそれに次いだ。

韓国は 2010 年以降、出願が大幅に増加し、年平均 5.5%の出願増加率を示しているが、世界平均（15.6%）に比べてやや低い成長である。最近（2019 年以降）は、液化水素ステーション（※）技術（8 件）で他国（欧州 5 件、日本 5 件、中国 5 件、米国 3 件）を追い越しているが、水素・電気・ガソリンなどを併せて充填・充電できる複合型水素ステーション（6 件）は、中国 21 件、米国 11 件に比べて出願が比較的低調で、これから複合型水素ステーション技術に対する研究開発の拡大が必要と見られる。

※液化水素は、気体水素に比べ 800 分の 1 規模の体積であり、貯蔵・運送の効率が高く、爆発のリスクも比較的 low で液化水素ステーションが気体水素ステーションに比べて優れたメリットがある。

韓国では企業（79.9%）が大部分の出願を占めているが、大学（6.7%）および研究所（4.5%）が他国の平均（それぞれ 3.6%、2.3%）に比べて多少高い割合を占めており、民間企業だけでなく学界や研究界でも研究開発が盛んに行われているものと見られる。

特許庁の一般機械審査課審査官は「水素自動車の普及に向けたコア施設である水素ステーションの技術が成長段階に入り、関連特許出願はこれからさらに増えると予測される」とし、「水素ステーション市場が拡大する見通しであり、世界の特許出願が急激な増加を見せているだけに、韓国もコア技術の競争力を育てて世界トップ圏入りとともに水素ステーションの普及も一層拡大する必要がある」と述べた。

【水素ステーションの市場展望および設置現況】

- ・海外の経済専門誌（FORTUNE BUSINESS INSIGHTS、2021）によると、水素ステーションの世界市場の規模は 2021 年 4.1 億ドルから 2028 年 26.7 億ドル（年平均 30.8%成長）に上ると見込まれている。
- ・韓国国内の水素ステーションは、2021 年 12 月時点で、全国に 170 基が設置（107 か所で 129 基が運営中）されており、2022 年に 310 基の構築を目指していて、2040 年までに 1200 基が設置される予定である。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム